

# 平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	救急医療体制の充実					継続			
コード	37	-	23	-	01	-	00	予算事業名	地域医療の推進
担当部署	保健医療部	保健医療推進課	保健医療推進担当	予算事業コード	会計 10	款 04	項 01	目 01	

## 1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務 義務ではない

基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	医療法第30条の3第1項、医療提供体制の確保に関する基本方針(H19厚生労働省告示70号)
方向性(節)	2節	生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	個別計画等の名称	川越市保健医療計画
施策	2	保健衛生・医療体制の充実		
細施策	3	地域医療体制の整備・充実		

## 2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市民が急な傷病により医療機関を受診する必要がある場合に、安心して適正な医療サービスが受けられるよう、救急医療提供体制の充実を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	初期救急では、入院を必要としない軽症者に対応するため、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を医療団体に委託し、また、夜間休日診療所(H24~)に対し運営費の一部を助成する。第二次救急では、入院や手術を必要とする重症者に対応するため、病院群輪番制病院及び救急医療拠点病院(H23~)に対し運営費の一部を助成する(病院群輪番制病院は、川越市ほか3市2町で運営。下欄5-(2)参照)。

## 3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		38,924	38,924	38,810	59,778	96,881	
事業費	A	38,421	38,482	38,368	58,919	96,462	96,462
	B	1,480	1,628	1,110	3,478	2,590	2,590
総コスト(C=A+B)		39,901	40,110	39,478	62,397	99,052	99,052
正規職員(1年間の従事人数)		0.20人	0.22人	0.15人	0.47人	0.35人	0.35人
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D						
その他特定財源	E	17,186	17,142	17,125	17,142	17,142	17,142
市の財政負担(=C-D-E)		22,715	22,968	22,353	45,255	81,910	81,910

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額  
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

## 4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	在宅当番医制受診者平均値	人/休日数	22.8	30.1	26.8	24.7	日曜、祝日及び年末年始の休日に当番の医療機関(1箇所)を受診した外来患者数の1日(9時から16時)当たり平均人数。
成果	休日歯科診療受診者平均値	人/休日数	4.2	3.6	3.4	3.9	日曜、祝日及び年末年始の休日に予防歯科センターを受診した外来患者数の1日(9時から12時)当たり平均人数。
成果	病院群輪番制(救急医療拠点)病院受診者平均値	人/暦日数	33.1	21.6	21.9	19.9 (67.0)	日曜、祝日及び年末年始の休日並びに夜間に当番(2、3箇所)の医療機関を受診した入院及び外来の患者数の1日当たり平均人数。
活動	病院群輪番制(救急医療拠点)病院延べ当番日数	日	1,162	1,161	1,159	1163 (437)	輪番制16(拠点1)病院が休日(8時から18時)及び夜間(18時から翌8時)に当番となった日数(休日及び夜間をそれぞれ1日)。
中心指標の考え方		本事業は、成果指標を中心に評価する。					
指標に基づく評価		本事業の成果には、傷病の発生率などの要因が加わるものの、実施機関の増減の必要性が生じるほどの受診者数の大きな増減が無い場合、今後も引き続き同様の取組を維持、継続していくこととする。また、平成23年度から事業を開始した救急医療拠点病院運営事業は、その受診者数(別掲)から病院群輪番制病院と同様に救急医療体制に不可欠なものと認められる。					

## 5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	課題はない
救急医療の確保は、「安心して暮らせるまち」には欠かせないものであり、公益性の高い各事業に参加、協力している医療団体等には、継続して支援していく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	病院群輪番制病院は、川越市・富士見市・ふじみ野市・三芳町・川島町の3市2町で運営しており、総事業費のうち30%は均等割、残り70%は人口割により負担金を拠出し合っている。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	救急医療提供体制の運営を私的医療機関に委ねることとなり、公益性を担保する財源の喪失・縮小により、安定的な運営が困難になるおそれがある。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
救急医療の必要性については、質、量ともますます高まっている。救急医療体制の充実のためには、市内の医療資源を効果的に活用できるよう医療関係団体と連携し、公益性の高い事業への必要な支援を継続、推進していかねばならない。	